

火薬類取扱場所に対する立入検査実施規程の全部改正について（通達）

昭和 51 年 5 月 8 日

熊保第 589 号

〔沿革〕 平成 7 年 2 月熊警甲第 306 号、16 年 8 月熊警第 1094 号改正

【概 要】

本通達は、火薬類取締法第 43 条第 2 項の規定に基づく警察職員の行う立入検査について、立入実施規程の改正要点及び運用上の留意点等を定めたものである。